

議長辞職を求める決議を賛成少数で否決

伊藤嘉規議長の議長辞職を求める決議

伊藤嘉規議長は、昨年6月の議会で、私どもが提出した議長不信任決議の際、指摘したチラシへの記載の箇所については、印刷会社の印刷ミスであったと本会議で弁明されましたが、チラシに記載されているとおり、売主は間違いなく伊藤建築㈱であり、宅地建物取引主任者は議長ご自身となっていますので、このことは議長も承知しているはずです。

議会での発言は事実と異なる虚偽発言とも思われ、議長には重大な責任があります。

なお、不動産取引には個人経営の事業所であっても、会社はもちろんのこと、両方ともに宅地建物取引業の免許が必要であり、伊藤嘉規議長が取締役となっている伊藤建築㈱は5年間にわたり無許可営業であったということは、即ち市民を欺いていたこととなります。

また、伊藤嘉規議長は、公平であるべき議長という立場にありながら、本会議での議員の発言を抑圧するともとれる行為を行ないました。

伊藤嘉規議長が取締役となっている会社などより、たとえ訴外という立場であっても「訴訟」という形で、松下議員の本会議での発言をとらえ損害賠償の訴えを出されました。(結果棄却となりました)

本来議長は、すべての議員が充分発言できるようにとり計らう責務があると考えます。

以上、ここに申し述べた議長の行為は、あま市議会の権威を損ねるものであり、議長をおやめになるべきであります。

よって、ここに伊藤嘉規議長の議長辞職を求める決議を提出するものであります。

提出者 新間賢治
岩本一三
八島 進

6月5日の6月定例会初日に、伊藤嘉規議長の議長辞職を求める決議が提出されました。6月13日の本会議で当事者である伊藤議長が議場から退場し、質疑、討論の後、採決が行われ、賛成11、反対12の賛成少数で否決されました。

主な質疑

問 加藤正議員 提案理由で「取締役となっている会社が法律違反をし、

市民を欺いた」とあるが、市民からの被害報告や刑事事件となったケースはあるのか。

新間賢治議員 市内の同業の複数の方から直接苦言を承っている。買われた方は、まだこの事実を知らないと思う。法律違反なので、今後そのような手法がとられることも予測している。

問 石田良雄議員 本会議での議員の発言を抑圧するともとれる行為とは、どのような行為か。

新間賢治議員 議会の発言は議会の中で処理をすることが基本であるにもかかわらず、議会で行われた発言に対し、訴外という立場であるにしても、自身が役員をしている会社並びに父親から告訴という行為をした。また、自身のブログの

中で、一部の議員に対し、敵であるという言葉を使っている。

問 野中幸夫議員 本会議での弁明において、事実と異なる発言をしたとあるが、発言の本身は。

新間賢治議員 チラシは販売を目的としているない、社名については、印刷会社の校正ミスであると弁明されたが、このチラシは販売を目的としていることは明らかであるという判決が出た。

問 足立詔子議員 民事訴訟法にかんがみると、訴訟を提起した当事者は原告であり、訴外人である議長ではないと思うが。

八島進議員 裁判所の判決は、議長を原告会社の営業責任者として、宅地の説明責任者としての立場で密接にかかわっている、つまり伊藤嘉規氏と原告会社とは、表裏一体であるということを表している。

(8ページにつづく)

(7ページからつづく)

討論(要旨)

反対討論① 本会議での

弁明において、事実と異なる発言をしたとある

が、議長は、「会社名の上部に印刷してある番号は、印刷校正間違いであり、誤解を招くおそれがあると言われれば、そうかもしれません」と言っている。印刷校正間違いというのは、印刷会社のミスというのではなく、依頼主の間違いだと言っていると思われるので、虚偽発言というのは妥当ではない。

5年にわたって無許可営業であり、市民を欺く不正行為をしてきたとあるが、個人の店を伊藤建築株式会社に統合して免許申請し、許可がおりたと聞いている。市民を欺くような不正行為があるならば、申請時点で何らかの行政処分、処罰が

あつてしかるべきであるが、それもなく許可がおりたということは、不正行為であつたとは言えないとするのが妥当だと考える。

たとえ訴外という立場であつても、訴訟という形で損害賠償の訴えを出し、議員の発言を抑圧するような行為をしたとあるが、訴外というのは裁判所用語であり、その事件の当事者、代理人、参加人など、その事件の手續に参加しているもの以外の者につけることになる。裁判所が混同を避けるため、あえて訴外とつけていることを考えても、「訴外という立場であつても、訴訟している」という理論は成り立たない。したがって、訴訟によって議員の発言を抑圧するというのも成り立たない。

賛成討論① 6月12日の

伊藤議長の議会運営は、議員の発言回数に対して差別的な対応があり、これは、見過ごすことができない反民主的なものである。また、同日の議会

であつても、明らかなに全員の協議の中でも明らかなに決めたことだが、特定の議員の一般質問に対して、質問日前日に電話をかけて、その内容についてただしていたことが明らかにした。こういうことは、議会で確認されてきたことから外れて暴走しているのと同じか、あるいは、質問者が議長からの電話でプレッシャーを受けたと感ずるのは当然である。伊藤議長はまさにその職責にふさわしくないと感じる。

さらに、昨年6月議会における松下議員の議会発言が名誉棄損だということで裁判になり、議長は、訴外ということでこの裁判にかかわっている

ことが判決文の中でも明らかになっている。

議会は言論の府であり、我々議員活動の基本は言論であつて、問題はすべて言論によって決定されるのが建前である。

議会においては、とりわけ言論を尊重し、その自由が保障されている。言論の自由がなくなれば、その職責を果たすことができない。議長が、訴外ということではあるが、裁判にかかわってきたことを見ると、言論の府をどう見ているのかということが明確になったと思う。

議長は、あま市議会を代表している。その議長に対して不信任や辞職決議が提出されること自体、あま市議会の権威を著しく低下させるものである。この点からもみずから混乱をつくり出してきたわけである。本来であれば、みずから身を引くことが必要である。

反対討論② 今回の発議

の提案理由で主張されている主な論点は、昨年6月に提出され、否決であつた議長辞職勧告での理由とほとんど変わっていない。この定例会に提出されていることに問題があるわけではないが、一度議決した議員の進退問題を再度提出されるということは、議会の混乱させるものとなり、ふさわしくないものと考え、反対する。

質疑の中で、判決理由をもとに違法性があるとあつたが、制定法を中心とする日本の法律において、判決文で重要なのは主文である。判決理由は、裁判所が主文に至つた理由を説示するものであり、法律と同等の法源性は認められていない。判決理由をもとに違法性を主張することはできない。今回の裁判は名誉棄損に関するもので、会社の違法性を争つたもので

はない。その判決理由をもとに違法性があるということは言えないと思われる。

賛成討論② 最近、議長

のフェイスブックに甚目寺駅のことを書いてあつた。そこに、あま市の議長が、公職の一番トップにいる人が、市を差し置いて「地主さんの説明が要る」と書いている。自分のブログに、「反対派が見ているからこのぐらいにしよう」とも書いている。

我々は市民の皆さんの負託を得てきている。悪いことは悪い、是は是非は非でやらなければいけない。正常な議会に戻すためには、議長が即刻やめることが一番である。議長には資質がない。

採決結果

賛成少数により、原案否決。